

# 第5期東大阪市障害福祉計画 第1期東大阪市障害児福祉計画

【概要版】



平成30年3月

 東大阪市

けいかく もくてき いち きかんとく  
**● 計画の目的・位置づけ・期間等**

もくてき くに ししん もと しやうがいふくし どう もくひよう ひつよう  
**目的：国の指針に基づき、障害福祉サービス等の目標と必要な見込み、サービス提供体制の整備方針を示すもの。**

ひがしおおさかしだいにじそごうけいかく  
**東大阪市第2次総合計画**

じやういけいかく  
**上位計画**

だいさんじひがしおおさかししょうがいふく  
**第3次東大阪市障害者プラン**

だいごきひがしおおさかししょうがいふくしけいかく しやうがいしやそごうしえんほう だい じやうだい こう  
**第5期東大阪市障害福祉計画・・・障害者総合支援法（第88条第1項）**  
 へいせい ねんど へいせい ねんど ねんけいかく  
**平成30年度～平成32年度までの3ヶ年計画**

だいいっきひがしおおさかししょうがいふくしけいかく じどうふくしほう だい じやう  
**第1期東大阪市障害児福祉計画・・・児童福祉法（第33条の20）**  
 へいせい ねんど へいせい ねんど ねんけいかく  
**平成30年度～平成32年度までの3ヶ年計画**

しやうがいふくしけいかく しやうがいふくしけいかく いっだいてき さくてい  
**障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定**

けいかくさくてい けい  
**● 計画策定の経緯**

ひがしおおさかししょうがいふくしけいかくとうさくていごうどうかいぎかいさい  
**【東大阪市障害者計画等策定合同会議開催】**

- ・ 東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- ・ 東大阪市自立支援協議会
- ・ 東大阪市こころの健康推進連絡協議会
- ・ 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 東大阪市障害福祉計画策定懇話会

しやうがいふくし ちやうさき どうじしや  
**【障害福祉ニーズ調査（当事者アンケート）】**

たいしやうしや にん しやうがいふくし にん しやうがいふくし  
**対象者：3,500人（障害者2,900人、障害児600人）**  
 ちやうさきかん へいせい ねん がつ にち がつ にち  
**調査期間：平成29年8月3日～8月18日（9月3日到着分まで）**  
 かいしゅうりつ にん ばんせんとう  
**回収率：1,454人（41.5%）**

ほうじん じぎょうしよ ちやうさき  
**【法人・事業所アンケート調査】**

たいしやうほうじん ほうじん  
**対象法人：19法人**  
 ちやうさきかん へいせい ねん がつ にち がつ にち  
**調査期間：平成29年8月24日～9月8日**

せいにかもくひよう  
**成果目標**

しせつにゆうしよしや ちいませいかつ いこう  
**施設入所者の地域生活への移行**

- 地域生活への移行者の増加
- 施設入所者の削減

せいしんしやうがい たいおう ちいまほうかつ  
**精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 精神病床における1年以上長期入院患者数＜大阪府が設定＞
- 精神病床における早期退院率（入院後3か月・6か月・1年の退院率）＜大阪府が設定＞

しやうがいふくし ちいませいかつ しえん  
**障害者の地域生活の支援**

- 地域生活支援拠点等の整備

ふくししせつからいんがくしやうへいのひりようとう  
**福祉施設から一般就労への移行等**

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

しやうがいふくし たいせいかく せいびとう  
**障害児支援の提供体制の整備等**

- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

かつどうしひよう みこ りよう  
**活動指標（見込み量）**

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護）利用者から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 工賃の目標額

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

りねん  
**理念… お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現**

# 第5期東大阪市障害福祉計画・第1期東大阪市障害児福祉計画

## 【概要版】

### 1 計画策定の目的・概要

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」による法定計画として、市町村が、障害福祉サービス等の目標と必要な見込み、サービス提供体制の整備方針を示すものです。

障害児福祉計画は、「児童福祉法」による法定計画として、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、障害児支援の目標、必要な見込みなどを示すものです。

東大阪市においては、第4期計画が平成29年度で計画期間を満了することから、改めて第5期東大阪市障害福祉計画及び第1期東大阪市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

本計画では、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年を計画期間として、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」「各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み」「障害福祉サービス等の見込量の確保方策」などを定めます。また、障害児関係として、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「各年度における指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとに必要な量の見込み」などを定めます。

また、本計画は、「第3次東大阪市障害者プラン」を上位計画とし、①第4期計画までの進捗状況等の分析・評価、②本計画における課題の整理、③サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方の検討、④障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標（成果目標）の設定、⑤基本理念及び成果目標等を踏まえた障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援等の各分野における指標（活動指標）の設定（必要量の見込み及び確保の方策等）、⑥地域生活支援事業の実施に関する事項などをまとめています。

なお、本計画の対象となる障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳）を所持している人は、平成29年4月1日現在36,441人となっています。このほか、手帳を所持されていない指定難病の方や自立支援医療（精神通院医療）の方も障害福祉サービスの対象となっています。

本計画においては、第5期東大阪市障害福祉計画と第1期東大阪市障害児福祉計画とを一体的に策定しました。

## 2 計画の理念

### 1) 基本理念～「第3次東大阪市障害者プラン」の理念を継承～

◇お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現

### 2) 理念

- ◆ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆ 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実
- ◆ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの基盤整備

## 3 障害福祉計画の成果目標・見込量

### 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ◎ 地域生活への移行者数=24人 (28年度末時点の施設入所者の9%)
- ◎ 福祉施設入所者の削減=5人 (28年度末時点の施設入所者の2%)

### 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアのシステムの構築

- ◎ 中河内東大阪障害保健福祉圏域での保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ◎ 東大阪市での保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ◎ 精神病床の1年以上長期入院患者数の減少・早期退院率の設定(=大阪府が設定)

### 3) 障害者の地域生活の支援

- ◎ 市内全体を一つの面とし、市全体で障害児者の生活を支える体制を整備

### 4) 福祉施設からの一般就労への移行等

- ◎ 福祉施設から一般就労への移行者数=91人 (28年度の一般就労移行実績の1.3倍)
- ◎ 就労移行支援事業の利用者数=207人 (28年度の利用者数の1.2倍)
- ◎ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割以上=10か所
- ◎ 就労定着支援事業の支援開始から1年後の職場定着率=80% (31年度は50%)
- ◎ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均月額=13,637円

5) 障害福祉サービス 見込量

◎ 訪問系サービス 見込量 (月あたり)

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
居宅介護 (ホームヘルプ) …… 自宅で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供	1,931人 29,361時間	1,996人 30,151時間	2,065人 31,002時間
重度訪問介護 …… 自宅での入浴や排泄、食事の介助などから、外出時の移動中の介護を総合的に提供	164人 29,499時間	170人 30,594時間	176人 31,691時間
同行援護 …… 外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供	264人 8,829時間	275人 9,199時間	287人 9,603時間
行動援護 …… 危険を回避するために外出時の移動中の介護などのサービスを提供	82人 2,172時間	83人 2,198時間	84人 2,225時間
重度障害者等包括支援 …… 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間

◎ 日中活動系サービス 見込量 (月あたり)

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
生活介護 …… 昼間、施設で食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業などの生産活動や創作的活動の機会を提供	1,229人 22,672日	1,273人 23,483日	1,319人 24,332日
自立訓練 (機能訓練・生活訓練) …… 自立した日常生活などを営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活機能の向上のために必要な訓練などを実施	249人 2,000日	269人 2,183日	292人 2,401日
就労移行支援 …… 一定期間、事業所における作業や企業における実習などを通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を実施	330人 3,456日	346人 3,623日	362人 3,790日
就労継続支援A型 …… 一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などのサービスを提供	523人 6,371日	516人 6,310日	511人 6,250日
就労継続支援B型 …… 雇用契約を締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援などのサービスを提供	1,111人 16,122日	1,138人 16,511日	1,166人 16,918日
就労定着支援【新規事業】 …… 企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などを支援	242人	252人	265人
療養介護 …… 主に昼間、病院やその他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供	61人	62人	63人

◎ 短期入所等居住系サービス 見込量 (月あたり)

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
短期入所 (ショートステイ) …… 障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介助などのサービスを提供	582人 2,741日	594人 2,796日	607人 2,857日
自立生活援助【新規事業】 …… 定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備等を実施	89人	97人	104人

共同生活援助（グループホーム）……家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供	554人	575人	596人
施設入所支援……日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排泄または食事の介助など、障害者支援施設において必要な介護・支援を実施	264人	262人	259人

◎ 相談支援等サービス（年間）

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
計画相談支援……支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施	1,667人	1,747人	1,830人
地域移行支援……住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを実施	11人	11人	11人
地域定着支援……常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、緊急訪問、緊急対応などを実施	30人	31人	32人

## 4 障害児福祉計画の成果目標・見込量

### 1) 障害児支援の提供体制の整備等

- ◎ 児童発達支援センター＝平成24年4月に旧療育センター内に開設し、平成29年4月障害児者支援センター「レピラ」に移転
- ◎ 保育所等訪問支援の充実＝2か所
- ◎ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所＝1か所（定員5名、週1日利用）
- ◎ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所＝5か所（定員5名、週1日利用）
- ◎ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場＝30年度までに設置

### 2) 障害福祉サービス（障害児）見込量

◎ 訪問系サービス 見込量（月あたり）

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
居宅介護（ホームヘルプ）……自宅で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供	50人 650時間	60人 780時間	70人 910時間
同行援護……外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供	3人 52時間	3人 52時間	3人 52時間
行動援護……危険を回避するために外出時の移動中の介護などのサービスを提供	17人 456時間	18人 482時間	19人 509時間

◎ 居住系サービス 見込量（月あたり）

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
短期入所（ショートステイ）……障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介助などのサービスを提供	80人 345日	80人 345日	80人 345日

◎ 児童発達支援等 見込量（月あたり）

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
児童発達支援……就学前の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供	274人 2,421日	290人 2,555日	306人 2,697日
医療型児童発達支援……肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を提供	38人 291日	40人 308日	42人 325日
居宅訪問型児童発達支援【新規事業】……重度の障害等のため、外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援	17日	19日	21日
放課後等デイサービス……就学児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活技術の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を実施	825人 10,124日	904人 11,090日	990人 12,148日
保育所等訪問支援……保育所等を利用中、または今後利用する予定の児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が訪問し、集団の中で安定した生活ができるよう支援	4回	7回	10回

◎ 障害児相談支援（月あたり）

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障害児相談支援……障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児またはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成	1,047人	1,143人	1,248人
計画相談支援……支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施	33人	33人	33人
関連分野を調整するコーディネーターの配置……医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成30年度（2018年度）末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーター（相談支援専門員・訪問看護師等）を少なくとも1名配置することを検討	1人	1人	1人

ちいきせいかつしえんじぎょう  
**5 地域生活支援事業**

◎ ちいきせいかつしえんじぎょう ねんかん  
**地域生活支援事業 (年間)**

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	あり	あり	あり
障害者相談支援事業	8か所	8か所	8か所
在宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	あり	あり	あり
基幹相談支援センター	あり	あり	あり
障害児等療育支援事業	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	あり	あり	あり
成年後見制度利用支援事業 (利用者)	20人	21人	22人
成年後見制度法人後見支援事業	あり	あり	あり
手話通訳者派遣事業	633件 950時間	693件 1,039時間	765件 1,147時間
要約筆記者派遣事業	4件 5時間	5件 6時間	6件 7時間
盲ろう者向け通訳・介助員養成派遣事業	1,050件 4,200時間	1,075件 4,300時間	1,100件 4,400時間
手話通訳者設置事業	6人	6人	6人
手話奉仕員養成研修事業 (修了者)	0人	20人	40人
手話通訳者養成研修事業 (登録試験合格者数)	16人	16人	16人
(実養成講習修了見込者数)	80人	80人	80人
要約筆記者養成研修事業 (登録試験合格者数)	5人	5人	5人
(実養成講習修了見込者数)	20人	20人	20人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	30人	30人	30人
介護・訓練支援用具	57件	64件	72件
自立生活支援用具	140件	142件	145件
在宅療養等支援用具	116件	121件	126件
情報・意思疎通支援用具	227件	245件	265件
排泄管理支援用具	13,280件	13,719件	14,172件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	18件	18件	19件
移動支援事業 (月あたり)	2,279件 29,244時間	2,398件 30,609時間	2,525件 32,067時間
地域活動支援センター事業	19か所 108人	19か所 108人	19か所 108人
日中一時支援事業 (日中短期入所事業)	128人 2,884日	124人 2,799日	121人 2,716日



## 6 計画を推進するために

### 1) 障害者関連施策の展開

- ◇ 障害者等に対する虐待の防止
- ◇ 意思決定支援の促進
- ◇ スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ◇ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ◇ 事業所での利用者の安全確保の取り組みや研修等の充実
- ◇ 依存症問題に取り組む民間団体活動の支援の推進
- ◇ (仮称) 東大阪市手話言語条例の制定

### 2) 計画推進・点検・評価等

- ◇ PDCAサイクルの充実～計画の点検・評価・改善～
- ◇ 計画の広報・周知の充実～障害に関する理解の促進～
- ◇ 地域共生社会の構築～地域との関係づくり～
- ◇ サービス提供・相談窓口等の充実
- ◇ 大阪府や関係機関等との連携強化